

議案第 83 号

松阪市民病院使用料及び手数料条例の一部改正について

松阪市民病院使用料及び手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 294 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 6 月 18 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

松阪市民病院使用料及び手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 294 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「第 495 号」の次に「 以下「評価療養告示」という。」を加え、「初診料として医科においては 3,300 円を、歯科においては 1,100 円を徴収する。」を「選定療養費として初診時に 5,500 円（歯科医師である保険医による初診の場合は 3,300 円）を徴収する。」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 評価療養告示第 2 条第 5 号に規定する再診にあたる者から、選定療養費として再診時に 2,750 円（歯科医師である保険医による再診の場合は 1,650 円）を徴収する。

第 8 条に次の 1 項を加える。

3 評価療養告示第 2 条第 7 号に規定する入院にあたる者から、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成 18 年厚生労働省告示第 498 号）第 10 号の規定による通算対象入院料の基本点数の 100 分の 15（1 点未満の端数が生じた場合は四捨五入するものとする。）に 10 円を乗じた額に更に 100 分の 110 を乗じて得た額を徴収する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の松阪市民病院使用料及び手数料条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料等の取扱いについては、なお従前の例による。